

# 第40期 定時株主総会 招集ご通知



**日時** 2022年8月23日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

**場所** 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
ホテル日航福岡 本館3階  
都久志の間

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

## 目次

招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	29
株主総会参考書類	34

## 新型コロナウイルス感染防止に関するご案内

株主総会会場においては、運営スタッフのマスク着用、消毒液の設置、株主様の座席の間隔を広くとる等、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を実施いたします。ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株式会社コスモス薬品

証券コード：3349

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
第一福岡ビル5館4階  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役社長 横山英昭

## 第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年8月22日(月曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月23日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第40期(2021年6月1日から2022年5月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第40期(2021年6月1日から2022年5月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件  
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づきインターネット上の当社ホームページ(<https://www.cosmospc.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集通知には掲載していません。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(<https://www.cosmospc.co.jp/>)にて、掲載することによりお知らせいたします。

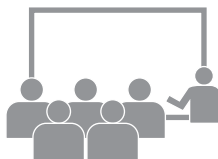
## 議決権行使に関するお願い

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会は、会場にて感染防止のための措置を講じて開催いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスによる感染症の流行等の諸事情により、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年8月22日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

A

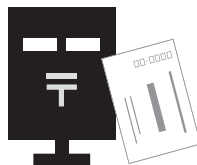
### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

### 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年8月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C

### インターネットによる議決権の行使の場合



2～4頁をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、2022年8月22日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

#### 【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

※体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。

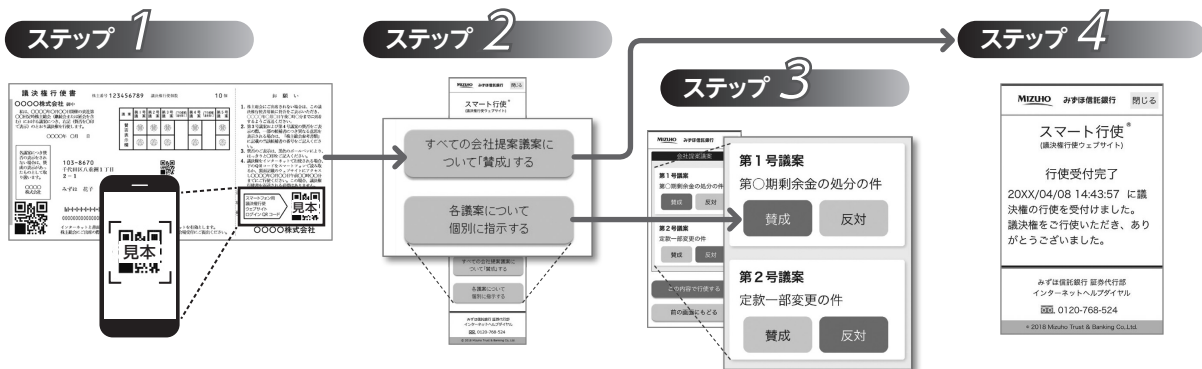
## ■インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、下記の【QRコードを読み取る方法「スマート行使」】または、【議決権行使コード・パスワードを入力する方法】から画面の案内に従ってご行使いただけますようお願い申し上げます。

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

【簡単！】議決権行使コード・パスワードの入力が不要で行使できます。

※操作画面はイメージです。



同封の議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

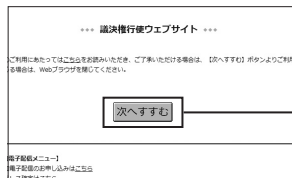
※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

**ご留意事項** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

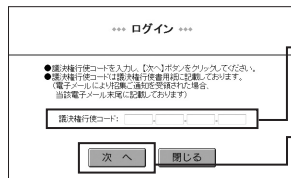
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

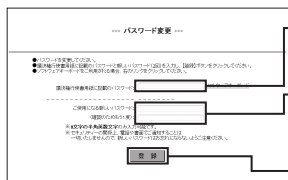
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック


- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**ご留意事項** ログイン後のパスワードについては、株主さまご本人がお決めになったものに変更されます。

- インターネットによる議決権の行使は、2022年8月22日（月曜日）午後6時まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱いします。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱いします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

**?** お問い合わせ .....

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部  
インターネットヘルプダイヤル  
 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長引き、企業活動や個人消費が収縮する状態が続きました。また、円安やエネルギー価格・原材料価格の高騰などでインフレ圧力が強まるなど、経済の先行きは今後も不透明な状況が続くと思われまます。

このような状況だからこそ、当社グループはローコストオペレーションの推進によって価格競争力を高め、消費者にとって「安くて、近くて、便利なドラッグストア」となれるよう力を注いでまいりました。

出店戦略につきましては、自社競争による一時的な収益性の低下も厭わず、次々と新規出店を行いました。同時に、新商勢圏への店舗網拡大を図ってまいりました。これにより、関東地区に38店舗、中部地区に25店舗、関西地区に15店舗、中国地区に8店舗、四国地区に8店舗、九州地区に26店舗の合計120店舗を新たに開設いたしました。また、6店舗を閉鎖した結果、当連結会計年度末の店舗数は1,244店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度業績は、連結売上高7,554億14百万円（前年同期は7,264億24百万円）、連結営業利益は297億96百万円（前年同期は331億47百万円）、連結経常利益は328億61百万円（前年同期は358億35百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は231億55百万円（前年同期は271億56百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、上記の経営業績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)を記載しておりません。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、479億79百万円であります。主な内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

店舗

- 【茨城県】 東光台店、上水戸店、西牛谷店、鹿嶋平井店、千波店、友部旭町店、河和田店
- 【栃木県】 黒磯店、鶴田店、西三島店、雨ヶ谷店、下永田店、田沼店、千渡店、堀米店
- 【群馬県】 笠懸店、六供店、子持店、富岡高瀬店、成島店、倉賀野店
- 【埼玉県】 東岩槻店、宮代店、西大宮店、中岩瀬店、大原店
- 【千葉県】 西の原店、大島田店、八街店、おゆみ野南店、柳沢店、仁戸名店、ユーカリが丘店、作新台店
- 【東京都】 町田根岸店、伊奈平店、秋川店
- 【神奈川県】 四之宮店
- 【富山県】 立山店
- 【石川県】 蓮花寺店、下林店、和倉温泉店
- 【福井県】 丸山店、三国店
- 【山梨県】 甲府アルプス通店、中小河原店
- 【岐阜県】 可児土田店
- 【静岡県】 大池店、磐田福田店、細江店、袋井川井店、天王店、御請店、浜松神田店、浜岡店
- 【愛知県】 一宮奥町店、植田北店、小向店、本野ヶ原店、豊川駅東店
- 【三重県】 御園店、伊勢小木店、明和店
- 【滋賀県】 長浜祇園店
- 【京都府】 壬生松原店、荒河東店
- 【大阪府】 泉南樽井店、自然田店、高槻郡家店、太子店、東大阪加納店
- 【兵庫県】 花田店、京口店、相生店、多井畑店
- 【和歌山県】 御坊店、有田宮崎店、橋谷店
- 【鳥取県】 西倉吉店、夕日ヶ丘店
- 【島根県】 嘉久志店
- 【岡山県】 玉野築港店

【広島県】	新市店、草戸店、府中高木店
【山口県】	平生店
【徳島県】	石井南店、土成店
【香川県】	上之町店、太田上町店
【愛媛県】	土居田店
【高知県】	高知横浜店、安芸店、大埴店
【福岡県】	永犬丸店、那珂川中原店、大佐野店、久留米南店、有田店、 宗像東郷店、酒殿店、宮司店、西長住店、千束店
【佐賀県】	高木瀬西店
【長崎県】	白岳店、佐世保大塔店
【熊本県】	健軍店、飛田バイパス店、増永店、立願寺店
【大分県】	湯布院店、中津蛭子店
【宮崎県】	平和台店、三股店
【鹿児島県】	草牟田店、与次郎店、松元店、妙円寺店、鹿屋運動公園前店

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、積極的な店舗展開による更なる飛躍を目指しております。しかし、これを可能とするには、店舗運営のマネジメントレベルの向上が不可欠と考えます。これを実現するために、①人材教育、②マニュアルの整備、③コンピュータシステムの充実、この3つを重要課題と認識し組織改革に取り組んでまいります。

チェーンストアは、規模の拡大によって段階的な組織の再構築・情報システムの見直しが必要と考えます。今後も持続的な成長を実現するために、将来にわたってその時点の企業規模よりも常に先を見据えた組織・システムの構築を進めてまいります。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2019年5月期	2020年5月期	2021年5月期	2022年5月期 (当連結会計年度)
売上高	611,137	684,403	726,424	755,414
営業利益	24,775	29,094	33,147	29,796
経常利益	27,292	31,562	35,835	32,861
親会社株主に帰属する当期純利益	19,185	21,435	27,156	23,155
1株当たり当期純利益(円)	484.48	541.30	685.80	584.76
総資産額	273,561	320,283	341,318	363,052
純資産額	126,289	145,675	170,578	190,507
1株当たり純資産額(円)	3,189.19	3,678.76	4,307.63	4,810.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。  
 なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2022年5月期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (6) 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社グリーンフラッシュ	10百万円	100.0%	ビル及び商業施設建物の総合維持管理 交通誘導警備等の請負
株式会社コスモス・コーポレーション	50百万円	100.0%	コンピュータによる情報処理サービス業 ソフトウェアの企画・設計・開発・販売

(注) 2022年5月31日現在、株式会社コスモス・コーポレーションは事実上の休眠会社となっております。

## (7) 主要な事業内容(2022年5月31日現在)

当社グループは医薬品、化粧品、日用雑貨、食品(生鮮三品を除く)等の生活必需品全般を販売するドラッグストア事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所 (2022年5月31日現在)

① 当 社

本社

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
第一福岡ビルS館4階

店舗

1,244店舗

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
茨 城 県	15店舗	奈 良 県	16店舗
栃 木 県	13店舗	和 歌 山 県	19店舗
群 馬 県	7店舗	鳥 取 県	16店舗
埼 玉 県	7店舗	島 根 県	22店舗
千 葉 県	9店舗	岡 山 県	41店舗
東 京 都	9店舗	広 島 県	45店舗
神 奈 川 県	3店舗	山 口 県	66店舗
富 山 県	14店舗	徳 島 県	30店舗
石 川 県	11店舗	香 川 県	35店舗
福 井 県	5店舗	愛 媛 県	46店舗
山 梨 県	2店舗	高 知 県	15店舗
岐 阜 県	14店舗	福 岡 県	179店舗
静 岡 県	11店舗	佐 賀 県	38店舗
愛 知 県	20店舗	長 崎 県	45店舗
三 重 県	21店舗	熊 本 県	99店舗
滋 賀 県	20店舗	大 分 県	73店舗
京 都 府	16店舗	宮 崎 県	73店舗
大 阪 府	40店舗	鹿 児 島 県	75店舗
兵 庫 県	74店舗		

## ② 子会社

株式会社グリーンフラッシュ（本社：福岡市博多区）

株式会社コスモス・コーポレーション（本社：福岡市博多区）

## (9) 従業員の状況（2022年5月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	3,409名	211名増	31.4歳	7.2年
女 性	1,684名	18名増	28.3歳	4.0年
合計または平均	5,093名	229名増	30.4歳	6.1年

- (注) 1. 上記従業員の他、契約社員33名、パート26,207名、アルバイト10,264名が在籍しております。  
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。

## (10) 主要な借入先（2022年5月31日現在）

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,320
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	680
株 式 会 社 大 分 銀 行	300
株 式 会 社 肥 後 銀 行	40
株 式 会 社 伊 予 銀 行	20
株 式 会 社 福 岡 銀 行	20
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	8

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年5月31日現在)

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 119,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 40,000,800株  |
| (3) 株主数         | 23,357名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |              |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社 萬緑	15,318	38.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,759	9.49
公益財団法人 余慶会	1,500	3.79
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,404	3.55
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)	1,362	3.44
宇野 之 崇	1,200	3.03
宇野 慎 里 子	1,026	2.59
宇野 史 泰	1,025	2.59
コスモス薬品従業員持株会	641	1.62
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	438	1.11

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (401,885株) を控除して計算しております。  
3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2022年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	宇野正晃	
代表取締役社長	横山英昭	株式会社グリーンフラッシュ代表取締役
取締役	柴田太	経営企画部長 株式会社グリーンフラッシュ取締役
取締役 (常勤監査等委員)	小坂通美	株式会社グリーンフラッシュ監査役
取締役 (監査等委員)	植田正男	法律事務所徳賢 共同代表
取締役 (監査等委員)	原田知代子	原田正一税理士事務所員

- (注) 1. 2021年8月24日開催の第39期定時株主総会において、原田知代子氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
2. 岩下昌博氏、竹森基氏及び宇野之崇氏は、2021年8月24日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、任期満了によりそれぞれ取締役を退任いたしました。
3. 木野哲男氏は、2021年8月24日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）植田正男氏及び原田知代子氏は社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）植田正男氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）原田知代子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役（監査等委員）植田正男氏及び原田知代子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役（常勤監査等委員）小坂通美氏は、長きにわたり当社の総務部長を務め、当社の業務全般について高い知見を有しております。
9. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

## (2) 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めております。役員報酬は、役割や責任に応じた固定報酬及び臨時的に支払う役員賞与にて構成されております。なお、業績連動報酬及び自社株報酬については、現時点では導入しておりません。今後、当社の企業価値向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するため、客観性・透明性ある手続きを伴ったよりよい報酬制度となるよう検討してまいります。

また、退職慰労金制度につきましては、2006年8月30日開催の第24期定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

当社は、役員の報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、社内取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会によって決議されており、取締役の個人別の報酬等については同方針に基づき、各取締役の役位、貢献度及び業績などを総合的に勘案のうえ指名・報酬委員会で審議されております。

なお、必要に応じて、報酬制度全体につき、監督機能の強化や業績向上へのインセンティブが働く報酬のあり方などについて独立社外取締役の意見を聴取しております。その結果、見直しが必要と判断される場合には、同意見を踏まえた制度設計の見直しを取締役に上程し、取締役会にて決定することといたします。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において決議された年間報酬限度額（年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、員数10名以内）の範囲で決定します。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定権限は取締役会が有しております。具体的には、独立社外取締役2名とも加わった指名・報酬委員会にて取締役の個人別の報酬等について審議を行い、当該内容を取締役に答申します。その後、取締役会に議案を上程し、取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において決議された年間報酬限度額（年額20百万円以内、員数5名以内）の範囲で決定します。各監査等委員である取締役の報酬等の決定権限は監査等委員会が有しており、監査等委員会の協議により決定しております。

## ③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員の数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	112	112	—	—	—	6
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14 (7)	14 (7)	—	—	—	4 (3)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)を16百万円支払っております。
2. 上記の取締役(監査等委員を除く)の対象となる役員の数には、第39期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)3名を含んでおります。
3. 上記の取締役(監査等委員)の対象となる役員の数には、第39期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
4. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

取締役(監査等委員) 植田正男、原田知代子

イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役(監査等委員)の植田正男氏は、法律事務所徳賢の共同代表を兼務しております。

社外取締役(監査等委員)の原田知代子氏は、原田正一税理士事務所員を兼務しております。

なお、法律事務所徳賢及び原田正一税理士事務所と当社の間取引関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	植 田 正 男	当事業年度に開催した取締役会12回、監査等委員会14回のすべてに出席し、弁護士としての長期の経験に基づく深い造詣をもとに、専門的見地から適宜質問を行い、意見を述べて監査を行いました。当社のコーポレートガバナンスの強化及び独立した客観的立場での経営の助言・監督において、適切な役割を果たしました。
社外取締役 (監査等委員)	原 田 知代子	2021年8月に社外取締役に就任後、当事業年度に開催した取締役会9回、監査等委員会10回のすべてに出席し、企業経営などの分野における税理士としての豊富な経験と高い見識に基づき、専門見地から適宜質問を行い、意見を述べて監査を行いました。当社のコーポレートガバナンスの強化及び独立した客観的立場での経営の助言・監督において、適切な役割を果たしました。

## ハ. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の確立と推進が、社会からの信頼を得るための不可欠な要件であるとの認識に立ち、当社及び子会社の取締役、使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための企業行動指針を制定している。さらに、コンプライアンス体制を組織的・永続的に運営するためにコンプライアンス委員会規程を制定し、常設機関として管理部門管掌取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

具体的なコンプライアンス体制の推進に関しては、コンプライアンス委員会に常勤監査等委員、内部監査室長及び社外の弁護士を委員として加えてコンプライアンス委員会の機能を強化する。また、各委員が相互に連携を図りつつ、当社及び子会社の取締役、使用人の法令及び定款の遵守状況をモニタリングすることで、コンプライアンス推進体制の充実を図るものとする。

また、当社及び子会社の取締役、使用人の法令・定款違反を防止するために、コンプライアンス相談窓口取扱規程を制定し、コンプライアンスに関する相談や通報のための専門の相談窓口を設置する。これを当社及び子会社の取締役、使用人が常に利用できる体制を構築する。

なお、当社及び子会社の各部門の使用人の業務に関する法令・定款の遵守状況のチェックは内部監査室が内部監査規程に基づき実施する。また、当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、法令及び監査等委員監査規程に基づき監査等委員会の監査を受けることとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令のほか、文書管理規程及び情報管理・秘密保持規程に従って、書面または電磁的方法により作成・保存する。作成・保存された情報は必要に応じて、取締役、監査等委員及び会計監査人等が常時閲覧できるものとする。取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存及び管理体制については、監査等委員会の監査を受けるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るすべてのリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めるものとする。

代表取締役社長は管理部門管掌取締役をリスク管理に関する統括責任者に任命し、当社及び子会社の全社的なリスクを管理・統括する。対応部署においては必要に応じてマニュアルを制定し、所属する従業員に対する研修活動等を通じてリスク管理の徹底を図る。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長が対応責任者となり、危機管理のためのチームを組成し対応することで、損失を最小限に止める体制整備を推進する。

コンプライアンスに関するリスクに関しては、上記(1)のコンプライアンス相談窓口を利用することにより、当社及び子会社の役職員による当該リスクの発生を未然に防ぐものとする。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役社長の円滑な職務執行及び取締役会における意思決定の効率性の向上に資するため、取締役会の下に、取締役及び主要部門の長を構成員、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置している。取締役会及び経営会議では、役員職務権限規程により付与された権限の範囲内で審議を行うものとする。また、子会社の取締役会においても経営の重要事項及び個別案件の決議を適宜行うものとする。

また、社会情勢・経済情勢の変化及び営業情報を踏まえて、代表取締役社長の経営方針を原案として経営会議及び取締役会の決議により3ヶ年の中期経営計画及び単年度の経営計画を策定している。当該計画を達成するために、当社及び子会社の各取締役は職務執行が効率的に行われるように努め、取締役会がこれを監督する体制を構築する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等から職務執行に係る事項の報告を受けるなど、適切な経営管理を行う。

また、子会社のコンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会規程及びコンプライアンス相談窓口取扱規程に従い役職員による相談窓口を設置し、当社グループとして一体的にコンプライアンス推進体制を構築する。

さらに、当社の内部監査室が内部監査計画に従って定期的に子会社の監査を実施するとともに、当社の常勤監査等委員が子会社の監査役を兼任することにより、業務の適正を確保する体制を構築する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を担当しており、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。なお、その人事に関しては監査等委員会の同意を得ることとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。加えて、内部監査の実施状況及びコンプライアンス相談窓口への通報状況と内容を報告するものとする。

常勤監査等委員は、当社及び子会社の重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席する。加えて、重要な社内文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役または使用人からの説明を求めることとする。

なお、監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

監査等委員会は、監査等委員監査規程に基づく独立性と権限により、内部監査室及び会計監査人と連携しつつ、監査の実効性の確保に努めるものとする。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### (9) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

当社は企業行動指針において反社会的勢力への関与禁止を定めており、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととする。また、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、総務部を対応統括部署として警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により緊密な連携関係を構築する。

なお、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には決して応じず、警察等の外部専門機関と連携を行い組織として法的対応を行う。

#### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、2015年8月21日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織や業務、諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

#### ①業務執行の適正及び効率性の向上に関する取り組みの状況

イ. 取締役会は、業務執行を行う取締役3名と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、活発な議論が行われております。

ロ. 当事業年度において、取締役会を12回開催し、各議案の審議及び重要な業務執行の状況について報告がなされ、業務執行状況の監督がなされております。

ハ. 取締役会は、重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定と業務執行を行っております。

#### ②コンプライアンス、リスクマネジメントに関する取り組み

イ. 従業員に対し、社内研修や会議体を通して、コンプライアンスに関する教育を実施しております。また、社内報等で法令の内容やその変更を周知することで、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

ロ. 法令や定款に反する行為に関しては、コンプライアンス相談窓口を整備することでモニタリング強化を図っております。また、当事業年度において、コンプライアンス委員会を7回開催しており、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化につなげております。

③監査等委員会の職務執行

- イ. 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議・決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けております。加えて、常勤監査等委員についてはコンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席するなど、監査の実効性の向上を図っております。なお、当事業年度において、監査等委員会を14回開催しております。
- ロ. 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を行っております。

④内部監査体制

- イ. 内部監査室は業務監査及び内部統制監査等を実施し、代表取締役及び取締役に報告を行っております。また、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。

# 連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>115,471</b>	<b>流動負債</b>	<b>162,063</b>
現金及び預金	37,362	買掛金	139,224
売掛金	198	短期借入金	1,387
商成品	66,151	リース債務	1,669
貯蔵品	212	未払金	7,239
前払費用	2,189	未払費用	6,234
未収入金	8,379	未払法人税等	4,773
その他	977	未払消費税等	222
<b>固定資産</b>	<b>247,581</b>	契約負債	350
<b>有形固定資産</b>	<b>225,286</b>	店舗閉鎖損失引当金	157
建物及び構築物	174,662	その他	804
機械装置及び運搬具	2,136	<b>固定負債</b>	<b>10,481</b>
工具、器具及び備品	8,506	長期借入金	3,000
土地	31,517	リース債務	3,357
リース資産	4,486	退職給付に係る負債	1,482
建設仮勘定	3,977	資産除去債務	1,893
<b>無形固定資産</b>	<b>433</b>	その他	747
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,861</b>	<b>負債合計</b>	<b>172,545</b>
投資有価証券	4	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	1,966	<b>株主資本</b>	<b>190,501</b>
建設協力金	4,175	資本金	4,178
敷金及び保証金	13,748	資本剰余金	4,610
その他	1,966	利益剰余金	181,954
		自己株式	△241
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5</b>
		その他有価証券評価差額金	1
		退職給付に係る調整累計額	4
		<b>純資産合計</b>	<b>190,507</b>
<b>資産合計</b>	<b>363,052</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>363,052</b>

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 連結損益計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	755,414
売上原価	603,966
売上総利益	151,447
販売費及び一般管理費	121,651
営業利益	29,796
営業外収益	
受取利息	52
受取手数料	1,291
不動産賃貸料	1,213
固定資産受贈益	570
その他	568
営業外費用	
支払利息	52
不動産賃貸原価	438
その他	138
経常利益	32,861
特別利益	
固定資産売却益	265
受取保険金	43
受取補償金	188
補助金収入	5
特別損失	
固定資産除却損失	70
災害による損失	25
店舗閉鎖損失	62
店舗閉鎖損失引当金繰入額	157
税金等調整前当期純利益	33,048
法人税、住民税及び事業税	9,973
法人税等調整額	△81
当期純利益	23,155
親会社株主に帰属する当期純利益	23,155

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。



# 連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,178	4,610	162,065	△238	170,615
当期変動額					
剰余金の配当			△3,266		△3,266
親会社株主に帰属する当期純利益			23,155		23,155
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	19,889	△2	19,886
当期末残高	4,178	4,610	181,954	△241	190,501

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1	△39	△37	170,578
当期変動額				
剰余金の配当				△3,266
親会社株主に帰属する当期純利益				23,155
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	43	42	42
当期変動額合計	△0	43	42	19,928
当期末残高	1	4	5	190,507

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>115,037</b>	<b>流動負債</b>	<b>162,038</b>
現金及び預金	36,916	買掛金	139,227
売掛金	198	1年内返済予定の長期借入金	1,387
商品	66,151	リース債務	1,669
貯蔵品	210	未払金	7,155
前払費用	2,189	未払費用	6,301
未収入金	8,394	未払法人税等	4,768
その他の	977	未払消費税等	217
<b>固定資産</b>	<b>247,592</b>	契約負債	350
<b>有形固定資産</b>	<b>225,239</b>	預り金	626
建物	157,151	前受取益	176
構築物	17,502	店舗閉鎖損失引当金	157
機械及び装置	2,086	その他	0
車両運搬具	49	<b>固定負債</b>	<b>10,485</b>
工具、器具及び備品	8,500	長期借入金	3,000
土地	31,484	リース債務	3,357
リース資産	4,486	退職給付引当金	1,485
建設仮勘定	3,977	資産除去債務	1,893
<b>無形固定資産</b>	<b>433</b>	その他	747
ソフトウェア	403	<b>負債合計</b>	<b>172,523</b>
その他の	29	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,920</b>	<b>株主資本</b>	<b>190,105</b>
投資有価証券	4	資本金	4,178
関係会社株	60	資本剰余金	4,610
長期前払費用	1,965	資本準備金	4,610
繰延税金資産	1,965	<b>利益剰余金</b>	<b>181,558</b>
建設協力金	4,175	利益準備金	7
敷金及び保証金	13,747	その他利益剰余金	181,551
その他	0	別途積立金	300
		固定資産圧縮積立金	450
		繰越利益剰余金	180,800
		<b>自己株式</b>	<b>△241</b>
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
<b>資産合計</b>	<b>362,630</b>	<b>純資産合計</b>	<b>190,106</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>362,630</b>

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 損益計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		755,413
売上	利益		603,965
販売費及び一般管理費			151,447
営業外収益			121,682
営業外収益			29,765
受取利息	52		
受取手数料	1,291		
不動産賃貸	1,216		
固定資産受贈	570		
その他	573		3,703
営業外費用			
支払利息	52		
不動産賃貸	438		
その他	138		629
経常利益			32,839
特別利益			
固定資産売却	265		
受取保険金	43		
受取補助金	188		
補償収入	5		502
特別損失			
固定資産除却	70		
災害による	25		
店舗閉鎖	62		
店舗閉鎖損失引当金繰入	157		315
税引前当期純利益			33,026
法人税、住民税及び事業税	9,965		
法人税等調整額	△80		9,884
当期純利益			23,141

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
					別途 積立金	固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,178	4,610	4,610	7	300	497	160,879	161,683
当期変動額								
剰余金の配当							△3,266	△3,266
固定資産圧縮積立金の取崩						△46	46	－
当期純利益							23,141	23,141
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△46	19,921	19,874
当期末残高	4,178	4,610	4,610	7	300	450	180,800	181,558

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△238	170,233	1	1	170,235
当期変動額					
剰余金の配当		△3,266			△3,266
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		23,141			23,141
自己株式の取得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△0	△0	△0
当期変動額合計	△2	19,871	△0	△0	19,871
当期末残高	△241	190,105	1	1	190,106

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月19日

株式会社コスモス薬品  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 寺田 篤 芳

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 濱村 正 治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモス薬品及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月19日

株式会社コスモス薬品  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 寺田篤芳

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 濱村正治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の2021年6月1日から2022年5月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

- ① 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ② 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月19日

株式会社コスモス薬品 監査等委員会

常勤監査等委員 小坂 通美 ㊟

監査等委員 植田 正男 ㊟

監査等委員 原田 知代子 ㊟

(注) 監査等委員植田正男氏及び原田知代子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主各位への安定的かつ継続的な配当による利益還元を実現すると同時に、経営体質強化のために十分な内部留保を確保し、新規出店など、適切な再投資にあてることを基本方針としております。これにより、当期の期末配当につきましては上記の方針に基づき、1株につき40円00銭とさせていただきますと存じます。

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金40円00銭を含め、1株につき前期より10円増配の80円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金40円00銭 総額 1,583,956,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年8月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能になりました。当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆さまの利益にも照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために変更案第12条第2項を新設するものであります。なお、定款第12条の変更の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第29条（剰余金の配当等の決定機関）を新設のうえ現行定款第29条（剰余金の配当の基準日）を変更し、併せて内容が重複する現行定款第30条（自己株式の取得）を削除するものであります。

2. 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集の時期) 第12条 定時株主総会は、毎年8月にこれを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集の時期及び方法) 第12条 <u>1. 定時株主総会は、毎年8月にこれを招集する。</u> <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 <u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第29条 1. 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第30条 当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第30条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(附則) 1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名にあたっては、社内取締役を議長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 【取締役会スキルマトリックス】

取締役候補者に特に期待するスキル・専門的な分野は以下のとおりであり、各候補者が取締役に就任した場合の取締役会体制を表しております。

氏名	宇野 正晃	横山 英昭	柴田 太	小坂 通美	渡部 有紀	原田 知代子
再任／新任	再任	再任	再任	—	—	—
就任予定の地位	取締役	取締役	取締役	取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員
企業経営・事業戦略	○	○	○			
当社事業・業界経験	○	○	○	○		
営業・マーケティング	○	○				
組織マネジメント・人材育成	○	○				
財務・会計			○			○
法務・コンプライアンス			○	○	○	
ESG・SDGs			○	○	○	○

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	宇野正晃 <small>うのまさてる</small> (1947年2月6日生)	1991年4月 当社代表取締役社長 1999年12月 (株)ドラッグコスモス(現(株)コスモス・コーポレーション) 代表取締役 2004年4月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役 2017年8月 当社代表取締役会長 2021年8月 当社取締役会長(現任)	株  234,000
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 創業者として長年にわたり取締役を務めている宇野正晃氏は、強いリーダーシップで当社グループの成長を牽引してまいりました。また、経営全般における豊富な経験・知見等を有しております。今後のさらなる企業価値向上のためには同氏が経営の指揮を執ることが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
2	横山英昭 <small>よこやまひであき</small> (1980年9月19日生)	2003年4月 当社入社 2007年9月 当社店舗運営部エリア長 2011年7月 当社店舗運営部長 2016年8月 当社取締役店舗運営部長 2017年8月 当社取締役営業本部長兼店舗運営部長 2018年6月 当社代表取締役社長(現任) 2019年8月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役(現任)	3,400
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 横山英昭氏は、2016年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏がもつ豊富な経験・知見等に基づき、店舗運営部門に加えて営業部門全体の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。そして、2018年より代表取締役社長を務めております。今後のさらなる企業価値向上のためには同氏が経営の執行責任者として指揮を執ることが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	柴田太 (1971年10月24日生)	1998年11月 当社入社 2004年9月 当社人事総務部広報課長 2006年7月 当社経営企画部長 2012年6月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役 2012年8月 当社取締役経営企画部長 2017年8月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社取締役経営企画部長 (現任) 2019年8月 (株)グリーンフラッシュ取締役 (現任)	株  30,800
<p>【取締役候補者とした理由】 柴田太氏は、2012年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏がもつ豊富な経験・知見等に基づき、経営企画部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社株式数は、2022年5月31日現在であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
うえ た まさ お 植 田 正 男 (1951年5月15日生)	1980年4月 福岡県弁護士会 弁護士登録 1990年9月 植田正男法律事務所所長 2005年8月 当社監査役 2015年8月 当社取締役監査等委員（現任） 2016年8月 法律事務所徳賢 共同代表（現任）	株  0
<b>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 植田正男氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する専門知識を有しております。また、2005年に当社の社外監査役に就任後、2015年に当社の監査等委員である社外取締役に就任し、コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の充実に大きく貢献していただきました。この度、一身上の都合により、本株主総会終結の時をもって監査等委員である社外取締役を辞任されることとなりましたが、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 植田正男氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 本議案において植田正男氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は植田正男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者 植田正男氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 植田正男氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結のときをもって7年となります。

以 上

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

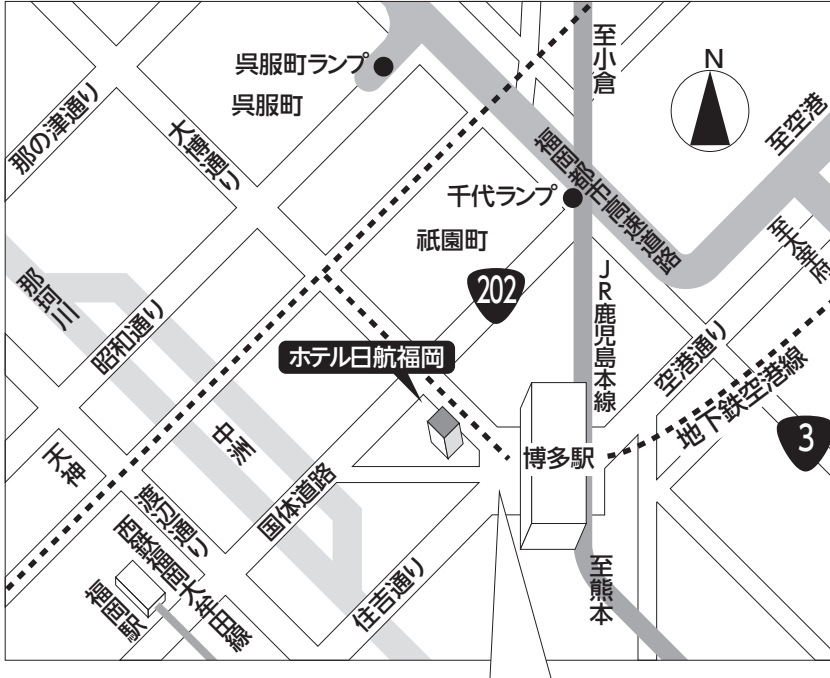
---

---

---

# 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間  
(電話番号 092-482-1111)



(交通のご案内)

■JRご利用の場合

JR鹿児島本線「博多駅」下車  
博多駅博多口より徒歩約3分

■地下鉄ご利用の場合

地下鉄空港線「博多駅」下車  
博多駅博多口より徒歩約3分

■お車(福岡都市高速道路)ご利用の場合  
※来られる方面によって降口が異なります。

【北九州方面からお越しの方】

「呉服町ランプ」下車後、  
昭和通りを直進し大博通りを左折。

【太宰府方面からお越しの方】

「千代ランプ」下車後、  
国道202号線を直進し大博通りを左折。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。